

**(参考) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」について**

- ・ 以下の比較表では、主要な改正部分を記載している。したがって、例えば、項番号や記載順序の変更、句読点の削除、軽微な字句修正等のみの項は、記載対象としていない。また、本文中の脚注番号の記載は、省略している。
- ・ 改正部分には、下線を付している。
- ・ 以下の比較表では、改正会計基準における項番号の順に記載している。
- ・ 以下の比較表では、改正前会計基準の「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」、「金融商品に係る会計基準」を、それぞれ【意見書】、【会計基準】と表示している。

新	旧
<p><b>目 的</b></p> <p>1. <u>本会計基準は、金融商品に関する会計処理を定めることを目的とする。なお、資産の評価基準については「企業会計原則」に定めがあるが、金融商品に関しては、本会計基準が優先して適用される。</u></p>	<p>【意見書】</p> <p><b>Ⅱ 本意見書の位置づけ</b></p> <p><u>当審議会は、平成9年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を、平成10年3月に「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」及び「研究開発費に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。</u>(略)</p> <p>資産の評価基準については「企業会計原則」に定めがあるが、金融商品に関しては、<u>原則として、本基準が優先して適用される。</u></p>
<p>2. <u>本会計基準の適用にあたっては、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」も参照する必要がある。</u></p>	<p>【意見書】</p> <p><b>実施時期等</b> (略)</p> <p><b>3 実務指針等</b></p> <p><u>本基準を実務に適用する場合の具体的な指針等については、今後、関係省令を整備するとともに、日本公認会計士協会が関係者と協議のうえ適切に措置することが必要である。また、業種固有の問題についても実務的取扱いを定めることが必要と考える。</u></p>

新	旧
<p><b>I. 範囲</b></p> <p>3. <u>本会計基準は、すべての会社における金融商品の会計処理に適用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><b>IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</b></p> <p><b>1. 債権</b></p> <p>(略)</p> <p>(注5) 償却原価法について</p> <p>償却原価法とは、<u>金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。</u>なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。</p>	<p>【会計基準】</p> <p>(注5) 償却原価法について</p> <p>償却原価法とは、<u>債権又は債券を債権金額又は債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。</u>なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。</p>
<p><b>IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2. 有価証券</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(4) その他有価証券</b></p> <p>18. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。</p> <p>(1) 評価差額の合計額を<u>純資産</u>の部に計上する。</p>	<p>【会計基準】</p> <p><b>第三 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>二 有価証券</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 その他有価証券</b></p> <p>売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。</p> <p>(1) 評価差額の合計額を<u>資本</u>の部に計上する。</p>

新	旧
<p>(2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。</p> <p>なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。</p>	<p>(2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。</p> <p>なお、資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用し、資本の部において他の剰余金と区分して記載しなければならない。</p>
<p><b>IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5. 金銭債務</b></p> <p>26. 支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。<u>ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない。</u></p>	<p>【会計基準】</p> <p><b>第三 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>五 金銭債務</b></p> <p>支払手形、買掛金、借入金その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p><u>社債は、社債金額をもって貸借対照表価額とする。社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額を資産又は負債として計上し、償還期に至るまで毎期一定の方法で償却しなければならない。</u></p>
<p><b>VI. ヘッジ会計</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4. ヘッジ会計の方法</b></p> <p><b>(1) ヘッジ取引に係る損益認識時点</b></p> <p>32. ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る</p>	<p>【会計基準】</p> <p><b>第五 ヘッジ会計</b></p> <p>(略)</p> <p><b>四 ヘッジ会計の方法</b></p> <p><b>1 ヘッジ取引に係る損益認識時点</b></p> <p>ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る</p>

新	旧
<p>損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで<u>純資産の部</u>において繰り延べる方法による。</p> <p>ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる。</p> <p><u>なお、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。</u></p>	<p>る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで<u>資産又は負債</u>として繰り延べる方法による。</p> <p>ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる。</p>
<p><b>Ⅶ 複合金融商品</b></p> <p><b>1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品</b></p> <p>35. 契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品である新株予約権付社債の発行又は取得については、<u>第36項から第39項により会計処理する。</u></p> <p><b>(1) 転換社債型新株予約権付社債 発行者側の会計処理</b></p> <p>36. <u>転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず普通社債の発行に準じて処理する方法、又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債に準じて処理する方法のいずれかにより会計処理する。</u></p>	<p>【会計基準】</p> <p><b>第六 複合金融商品</b></p> <p><b>一 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の会計処理</b></p> <p>契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品である新株引受権付社債及び転換社債の発行又は取得については、<u>それぞれ次のように処理する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>2 転換社債の会計処理</b></p> <p><b>(1) 発行者側の会計処理</b></p> <p>転換社債の発行価額は、社債の対価部分と株式転換権の対価部分とに区分せず普通社債の発行に準じて処理する又は新株引受権付社債に準じて処理する。</p>

新	旧
<p><b>取得者側の会計処理</b></p> <p>37. 転換社債型新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える。</p>	<p><b>(2) 取得者側の会計処理</b></p> <p>転換社債の取得価額は、社債の対価部分と株式転換権の対価部分とに区分せず普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える。</p>
<p><b>(2) 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債発行者側の会計処理</b></p> <p>38. 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。</p> <p>(1) 社債の対価部分は、普通社債の発行に準じて処理する。</p> <p>(2) 新株予約権の対価部分は、純資産の部に計上し、権利が行使され、新株を発行したときは資本金又は資本金及び資本準備金に振り替え、権利が行使されずに権利行使期間が満了したときは利益として処理する。</p>	<p>【会計基準】</p> <p><b>第六 複合金融商品</b></p> <p>一 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の会計処理</p> <p>(略)</p> <p><b>1 新株引受権付社債の会計処理</b></p> <p><b>(1) 発行者側の会計処理</b></p> <p>新株引受権付社債の発行価額は、社債の対価部分と新株引受権の対価部分とに区分する。</p> <p>社債の対価部分は、普通社債の発行に準じて処理する。</p> <p>新株引受権の対価部分は負債の部に計上し、権利が行使されたときは資本準備金に振り替え、権利が行使されずに権利行使期間が到来したときは利益として処理する。</p>

新	旧
<p><b>取得者側の会計処理</b></p> <p>39. 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。</p> <p>(1) 社債の対価部分は、普通社債の取得に準じて処理する。</p> <p>(2) 新株予約権の対価部分は、<u>有価証券の取得として処理</u>し、権利を行使したときは株式に振り替え、権利を行使せずに権利行使期間が満了したときは損失として処理する。</p>	<p><b>(2) 取得者側の会計処理</b></p> <p>新株引受権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株引受権の対価部分とに区分する。</p> <p>社債の対価部分は、普通社債の取得に準じて処理する。</p> <p>新株引受権の対価部分は、<u>新株引受権として資産に計上</u>し、権利を行使したときは株式に振り替え、権利を行使せずに権利行使期間が到来したときは損失として処理する。</p>
<p>(注15) 新株予約権付社債を区分する方法について</p> <p>1 発行者側においては、次のいずれかの方法により、新株予約権付社債の発行に伴う<u>払込金額</u>を社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。</p> <p>(1) 社債及び新株予約権の<u>払込金額</u>又はそれらの合理的な見積額の比率で配分する方法</p> <p>(2) 算定が容易な一方の対価を決定し、これを<u>払込金額</u>から差し引いて他方の対価を算定する方法</p> <p>2 取得者側においては、1の(1)又は(2)のいずれかの方法により、新株予約権付社債の取得価額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。ただし、保有社債及び新株予約権に市場価格がある場合には、その比率により区分することもできる。</p>	<p><b>【会計基準】</b></p> <p>(注15) 新株引受権付社債を区分する方法について</p> <p>1 発行者側においては、次のいずれかの方法により、新株引受権付社債の発行<u>価額</u>を社債の対価部分と新株引受権の対価部分とに区分する。</p> <p>(1) 社債及び新株引受権の<u>発行価格</u>又はそれらの合理的な見積額の比率で配分する方法</p> <p>(2) 算定が容易な一方の対価を決定し、これを<u>発行価額</u>から差し引いて他方の対価を算定する方法</p> <p>2 取得者側においては、1の(1)又は(2)のいずれかの方法により、新株引受権付社債の取得価額を社債の対価部分と新株引受権の対価部分とに区分する。ただし、保有社債及び新株引受権に市場価格がある場合には、その比率により区分することもできる。</p>

新	旧
<p><b>VIII. 適用時期等</b></p> <p><b>1. 適用時期</b></p> <p>41. <u>本会計基準の適用は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>平成 11 年 1 月公表の本会計基準（以下「改正前会計基準」という。）</u>は、平成 12 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から<u>適用する。</u></p> <p>（略）</p> <p>② <u>改正前会計基準のうち、金融商品の評価基準に関係しない金融資産及び金融負債の発生又は消滅の認識、貸倒見積高の算定方法については、実施に関する実務上の対応が可能となった場合には、平成 12 年 4 月 1 日前に開始する事業年度から適用することを妨げないこととする。</u></p> <p>(2) <u>平成 18 年改正の本会計基準（以下「改正会計基準」という。）は、改正会計基準公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）以後改正会計基準公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間については、改正会計基準を適用することができる。なお、第 26 項ただし書きの適用は、改正会計基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うことに留意する。</u></p>	<p>【意見書】</p> <p><b>実施時期等</b></p> <p><b>1 実施時期</b></p> <p>(1) <u>金融商品に係る会計基準は、平成12年4月1日以後開始する事業年度から実施されるよう措置することが適当である。</u></p> <p>（略）</p> <p>(3) <u>本基準のうち、金融商品の評価基準に関係しない金融資産及び金融負債の発生又は消滅の認識、貸倒見積高の算定方法については、実施に関する実務上の対応が可能となった場合には、平成12年4月1日前に開始する事業年度から適用することを妨げないこととする。</u></p> <p>（新設）</p>
<p><b>IX. 議 決</b></p> <p>45. 本会計基準は、第110回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。</p> <p>46. 第110回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりであ</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>



新	旧
<p>る。 (略)</p>	
<p><b>結論の背景</b> <b>経緯</b></p> <p>47. <u>企業会計審議会から平成2年5月に「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」が公表されるなど、先物取引、オプション取引及び市場性のある有価証券に係る時価情報の開示基準等が整備され、その後も、先物為替予約取引及びデリバティブ取引全般についての開示基準等の整備により、金融商品に係る時価情報の提供が広範に行われてきた。しかし、その後の証券・金融市場のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応して企業会計の透明性を一層高めていくためには、注記による時価情報の提供にとどまらず、金融商品そのものの時価評価に係る会計処理をはじめ、新たに開発された金融商品や取引手法等についての会計処理の基準の整備が必要とされる状況となった。</u></p>	<p>【意見書】</p> <p><b>I 経緯</b></p> <p>1. <u>当審議会は、金融商品に係る会計基準に関して、平成2年5月に「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」を公表し、先物取引、オプション取引及び市場性のある有価証券に係る時価情報の開示基準等を整備したところであり、その後も、先物為替予約取引及びデリバティブ取引全般について、時価情報の開示の拡充が行われてきた。</u></p> <p>2. <u>これらの開示基準等の整備により金融商品に係る時価情報の提供は広範に行われてきたところであるが、最近の証券・金融市場のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応して企業会計の透明性を一層高めていくためには、注記による時価情報の提供にとどまらず、金融商品そのものの時価評価に係る会計処理をはじめ、新たに開発された金融商品や取引手法等についての会計処理の基準の整備が必要とされる状況にたち至っていると考えられる。</u></p> <p><u>国際的な動向としても、国際会計基準委員会（IASB）は、平成10年12月に金融商品に係る暫定基準の策定を行っており、また、米国財務会計基準審議会（FASB）は、平成5年5月に「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」を、平成10年6月に「デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理」を公表している。これらの基準書においては、金融商品の認識、貸借対照表価額、ヘッジ会計等に関する会計基準が明らかにされている。</u></p>



新	旧
	<p><u>こうした国際的な動向も踏まえ、我が国においても、金融商品に関する諸課題全般に係る会計基準を設定することが求められている。</u></p>
<p>48. <u>企業会計審議会は、国際的動向も踏まえ、平成8年7月以降、金融商品部会（平成9年2月の部会改組以前は「特別部会・金融商品委員会」）において、金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、金融商品の評価基準、貸倒見積高の算定方法、ヘッジ会計、複合金融商品等、金融商品に係る広範な問題についての審議を重ね、平成11年1月に「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。</u></p>	<p>3. <u>当審議会は、平成8年7月以降、金融商品部会（平成9年2月の部会改組以前は「特別部会・金融商品委員会」）において、金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、金融商品の評価基準、貸倒見積高の算定方法、ヘッジ会計、複合金融商品等、金融商品に係る広範な問題について審議を重ね、平成10年6月に「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」を公表して、広く各界の意見を求めた。当審議会は、寄せられた意見を参考にしつつ更に審議を行い、公開草案の内容を一部修正して、これを「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」として公表することとした。</u></p>
<p>49. <u>なお、平成9年及び平成10年における、諸般の課題に係る一連の会</u></p>	<p><b>II 本意見書の位置づけ</b></p> <p><u>当審議会は、平成9年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を、平成10年3月に「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」及び「研究開発費に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。また、平成10年6月に「中間監査基準の設定に関する意見書」、「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書」及び「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。さらに、平成10年10月に「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表したところ</u></p>

新	旧
<p>計基準等の整備は、①内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、②投資者が自己責任に基づきより適切な投資判断を行うこと及び企業自身がその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、③連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築するとの基本的認識に基づいて、21世紀に向けての活力と秩序ある証券市場の確立に貢献することを目指すものであり、平成11年1月に公表された本会計基準（改正前会計基準）も、このような基本的認識に沿った会計基準の整備の一環をなしている。</p> <p>50. <u>平成 18 年公表の改正会計基準は、貸借対照表の純資産の部の表示を定めた企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）や会社法及び会社法への対応として公表された複数の会計基準等を踏まえ、これらとの関係で最小限必要な改正を行ったものである。</u></p> <p>51. なお、金融市場の発展及び金融取引の開発はさらに進んでいくものと考えられることから、企業会計を取り巻く環境の変化に応じ、<u>会計基準等の整備・改善について努力していく予定である。</u></p>	<p><u>である。</u></p> <p>諸般の課題に係る一連の会計基準等の整備は、①内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、②投資者が自己責任に基づきより適切な投資判断を行うこと及び企業自身がその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、③連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築するとの基本的認識に基づいて、21 世紀に向けての活力と秩序ある証券市場の確立に貢献することを目指すものである。<u>本意見書は、このような基本的認識に沿った会計基準の整備の一環をなしている。（略）</u></p> <p>（新設）</p> <p>なお、金融市場の発展及び金融取引の開発はさらに進んでいくものと考えられることから、企業会計を取り巻く環境の変化に応じ、<u>今後も、会計基準の整備・改善について努力していくことが必要である。</u></p>
<p><b>Ⅲ. 金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方</b></p> <p>（略）</p> <p>67. 一方、金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清</p>	<p><b>【意見書】</b></p> <p><b>三 金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方</b></p> <p>（略）</p> <p>一方、金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由</p>

新	旧
<p>算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、債務額（ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額）をもって貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。</p>	<p>に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、債務額を貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。</p>
<p><b>IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</b></p> <p><b>1. 債 権</b></p> <p>68. 一般的には、受取手形、売掛金、貸付金等の債権については市場がない場合が多く、客観的な時価を測定することが困難であると考えられるので、原則として時価評価は行わないこととした。一方、債権の取得においては、債権金額と取得価額とが異なる場合がある。この差異が金利の調整であると認められる場合には、金利相当額を適切に各期の財務諸表に反映させることが必要である。したがって、債権については、償却原価法を適用することとし、当該加減額は受取利息に含めて処理することとした。なお、債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価額の減少については、別途、「V. 貸倒見積高の算定」において取り扱うこととした（第 14 項、第 27 項及び第 28 項参照）。</p> <p><b>2. 有価証券</b> (略)</p>	<p>【意見書】</p> <p><b>四 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</b></p> <p><b>1. 債 権</b></p> <p>一般的には、受取手形、売掛金、貸付金等の債権については市場がない場合が多く、客観的な時価を測定することが困難であると考えられるので、原則として時価評価は行わないこととした。一方、債権の取得においては、債権金額と取得価額とが異なる場合がある。この差異が金利の調整であると認められる場合には、金利相当額を適切に各期の財務諸表に反映させることが必要である。したがって、債権については、<u>取得価額と債権金額との差額を弁済期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法</u>（以下、「償却原価法」という。）を適用することとし、当該加減額は受取利息に含めて処理することとした。なお、債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価額の減少については、別途、「貸倒見積高の算定」において取り扱うこととした。</p> <p><b>2. 有価証券</b> (略)</p>

新	旧
<p><b>(1) 売買目的有価証券</b></p> <p>70. 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（売買目的有価証券）については、投資者にとっての有用な情報は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられる。したがって、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。また、売買目的有価証券は、売却することについて事業遂行上等の制約がなく、<u>時価の変動にあたる評価差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられる</u>ことから、その評価差額は当期の損益として処理することとした（<u>第15項参照</u>）。</p> <p>（略）</p> <p><b>(4) その他有価証券</b></p> <p>（略）</p> <p><b>評価差額の取扱い</b></p> <p><b>（評価差額の取扱いに関する基本的考え方）</b></p> <p>77. その他有価証券の時価は投資者にとって有用な投資情報であるが、その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられる。</p> <p>78. また、国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、<u>資産と負債の差額である「純資産の部」に直接計上する方法や包括利益を通じて「純資産の部」に計上する方法が採用されている。</u></p> <p>79. これらの点を考慮して、<u>本会計基準</u>においては、原則として、その他有価証券の評価差額を当期の損益として処理することなく、税効果</p>	<p><b>(1) 売買目的有価証券</b></p> <p>時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下、「<u>売買目的有価証券</u>」という。）については、投資者にとっての有用な情報<u>及び企業にとっての財務活動の成果</u>は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられる。したがって、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。また、売買目的有価証券は、売却することについて事業遂行上等の制約がないものと認められることから、その評価差額は当期の損益として処理することとした。</p> <p>（略）</p> <p><b>(4) (1) から (3) までのいずれにも分類できない有価証券</b></p> <p>（略）</p> <p><b>③ 評価差額の取扱い</b></p> <p><b>イ) 評価差額の取扱いに関する基本的考え方</b></p> <p>その他有価証券の時価の<u>変動</u>は投資者にとって有用な投資情報であるが、その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられる。</p> <p>また、国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、<u>資本の部に直接計上する方法や包括利益を通じて資本の部に計上する方法が採用されている。</u></p> <p>これらの点を考慮して、<u>本基準</u>においては、原則として、その他有価証券の評価差額を当期の損益として処理することな</p>

新	旧
<p>を調整の上、<u>純資産</u>の部に記載する考え方を採用した(第18項参照)。なお、評価差額については、毎期末の時価と取得原価との比較により算定することとした。したがって、期中に売却した場合には、取得原価と売却価額との差額が売買損益として当期の損益に含まれることになる。</p> <p><b>(評価差額の一部の損益計算書への計上)</b></p> <p>80. その他有価証券のうち時価評価を行ったものの評価差額は、前述の考え方にに基づき、当期の損益として処理されないこととなる。他方、企業会計上、保守主義の観点から、これまで低価法に基づく銘柄別の評価差額の損益計算書への計上が認められてきた。このような考え方を考慮し、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は<u>純資産</u>の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法によることもできることとした(第18項(2)参照)。この方法を適用した場合における損益計算書に計上する損失の計上方法については、その他有価証券の評価差額は毎期末の時価と取得原価との比較により算定することとの整合性から、洗い替え方式によることとした。</p>	<p>く、税効果を調整の上、<u>資本</u>の部において他の剰余金と区分して記載する考え方を採用した。なお、評価差額については、毎期末の時価と取得原価との比較により算定することとした。したがって、期中に売却した場合には、取得原価と売却価額との差額が売買損益として当期の損益に含まれることになる。</p> <p><b>ロ) 評価差額の一部の損益計算書への計上</b></p> <p>その他有価証券のうち時価評価を行ったものの評価差額は、前述の考え方にに基づき、当期の損益として処理されないこととなる。他方、企業会計上、保守主義の観点から、これまで低価法に基づく銘柄別の評価差額の損益計算書への計上が認められてきた。このような考え方を考慮し、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は<u>資本</u>の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法によることもできることとした。この方法を適用した場合における損益計算書に計上する損失の計上方法については、その他有価証券の評価差額は毎期末の時価と取得原価との比較により算定することとの整合性から、洗い替え方式によることとした。</p>
<p><b>5. 金銭債務</b></p> <p>90. 旧商法では、<u>金銭債務の貸借対照表価額は債務額とすることとしていたことから、改正前会計基準では、社債は社債金額をもってその貸借対照表価額とし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額を、資産(繰延資産)又は負債として計上し、償還期に至るまで每期一定の方法により償却する</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>こととしてきた。</u></p> <p><u>ただし、会計上は、金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、この差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとなる。金銭債務についても、その収入額と債務額とが異なる場合、当該差額は一般に金利の調整という性格を有しているため、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることが適当と考えられる。</u></p> <p><u>会社法では、債務額以外の適正な価格をもって負債の貸借対照表価額とすることができることとされたことから、改正会計基準では、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした（第26項参照）。</u></p>	
<p><b>V. 貸倒見積高の算定</b></p> <p><b>1. 基本的考え方</b></p>	<p><b>五 貸倒見積高の算定</b></p> <p><b>1 基本的考え方</b></p> <p><u>受取手形、売掛金、貸付金その他の債権に係る貸倒引当金については、「企業会計原則」注解18に基づき設定することとされており、貸倒見積高の具体的な算定方法は会計慣行に委ねられてきた。これまでの会計慣行では個別の債権の元本の回収可能性を重視して貸倒見積高が算定されていたが、金融機関の貸付金については、債務者の財政状態及び経営成績の悪化に対し適切な貸倒引当金の設定を行う観点から、平成9年4月1日以後開始する事業年度以降、会計実務上、債務者の財政状態及び経営成績を考慮した分類に基づき、過去の貸倒実績率、担保の処分見込額、保証による回収見込額</u></p>



新	旧
<p>91. 本会計基準では、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を、①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（一般債権）、②経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（貸倒懸念債権）及び③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（破産更生債権等）に区分し、その区分ごとに貸倒見積高の算定方法を示すこととした（第 27 項及び第 28 項参照）。</p>	<p><u>等を基礎として貸倒見積高が算定されているところである。このような状況の下において、債権一般に関して、債務者の財政状態及び経営成績が悪化し、当初の契約条件に従って元本の回収又は利息の受取りができない等債務者に問題が生じている場合に、貸倒見積高を適切に算定するための会計基準を整備する必要がある。</u>本基準では、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を、①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下、「<u>一般債権</u>」という。）、②経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（以下、「<u>貸倒懸念債権</u>」という。）及び③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下、「<u>破産更生債権等</u>」という。）に区分し、その区分ごとに貸倒見積高の算定方法を示すこととした。</p>
<p><b>VI. ヘッジ会計</b></p> <p>（略）</p> <p><b>4. ヘッジ会計の方法</b></p> <p><b>(1) 原則的処理方法</b></p> <p>105. <u>改正前会計基準では、ヘッジ会計は、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によることを原則としていたが、当該ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純資産会計基準により、税効果を調整の上、純資産の部に記載することとなる</u>（第 32 項参照）。</p>	<p>【意見書】</p> <p><b>六 ヘッジ会計</b></p> <p>（略）</p> <p><b>4 ヘッジ会計の方法</b></p> <p><b>(1) 原則的処理方法</b></p> <p>ヘッジ会計は、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によることを原則とすることとした。</p>



新	旧
<p><b>Ⅶ. 複合金融商品</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品</b></p> <p>112. 新株予約権付社債のように契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的である。個々の複合金融商品の様態及び取引実態において、<u>転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債</u>は払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分が同時に各々存在し得ることから、その取引の実態を適切に表示するため、それぞれの部分を区分して処理することが必要である。しかし、募集事項において、<u>社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること(会社法第236条第1項第2号及び第3号)をあらかじめ明確にしている転換社債型新株予約権付社債</u>については、<u>以前の転換社債と経済的実質が同一であり、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいと考えられる。</u></p> <p>113. こうした考え方に基づき、<u>以前の転換社債と経済的実質が同一である転換社債型新株予約権付社債</u>については社債部分と新株予約権部分を区分せず一体とした処理又は<u>転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債</u>の処理に準じた処理をすることとし(ただし、取得者側については前者のみ認められる。)、<u>転換社債型新株</u></p>	<p>【意見書】</p> <p><b>七 複合金融商品</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品</b></p> <p>新株引受権付社債及び転換社債のように契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的である。個々の複合金融商品の様態及び取引実態において、<u>新株引受権付社債</u>は払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分が同時に各々存在し得ることから、その取引の実態を適切に表示するため、それぞれの部分を区分して処理することが必要である。しかし、<u>転換社債については、株式転換権が行使されると社債は消滅し、社債の償還権と株式転換権が同時に各々存在し得ないことから、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいと考えられる。</u></p> <p>こうした考え方に基づき、<u>新株引受権付社債については社債部分と新株引受権部分を区分して処理することとし、転換社債については社債部分と株式転換権部分を区分せず一体とした処理又は新株引受権付社債の処理に準じた処理をすることとした。</u></p>

新	旧
<p><u>予約権付社債以外の新株予約権付社債については社債部分と新株予約権部分を区分して処理することとした（第 36 項から第 39 項参照）。</u></p> <p>114. <u>新株予約権付社債の発行者が、新株予約権付社債を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分して処理する場合の新株予約権の対価部分の取扱いについて、新株予約権が行使され、新株を発行したときには、当該対価は株式発行の対価としての性格が認められることになることから資本金又は資本金及び資本準備金に振り替えられることとなる。また、権利行使の有無が確定するまでの間は、その性格が確定しないことから、これまでは仮勘定として負債の部に計上することとしてきたが、純資産会計基準により、純資産の部に計上することとなる（第 38 項参照）。</u></p> <p>115. <u>なお、平成 13 年 11 月に公布された「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 128 号）施行前に発行した新株引受権付社債の会計処理については、権利が行使されたときに新株引受権の対価部分が資本準備金に振り替えられる点を除き、新株予約権付社債の取扱いに準ずる。</u></p>	<p><u>なお、発行者側の新株引受権部分の対価の取扱いについては、新株引受権が行使された場合、当該対価は株式発行の対価としての性格が認められることになるから資本準備金に振り替えられることとなるが、権利行使の有無が確定するまでの間は、その性格が確定しないことから仮勘定として負債の部に計上される。</u></p> <p>(新設)</p>